

(仮称) ぶんれい交流館展示設計施工業務プロポーザル実施要領

1 業務名称

(仮称) ぶんれい交流館展示設計施工業務

2 目的

(仮称) ぶんれい交流館は、刈谷の藩校「文礼館」があった場所である城町図書館跡地に建設され、子育て世代や学生、地域住民が集う交流の場として活用する施設である。周辺には、多くの歴史的資源があることから、歴史とにぎわいを感じられる場づくりの一環として、本施設の観光・歴史展示スペースにおいて、歴史や文化の発信ができるような展示物を作成することを本業務の目的とする。

3 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

(仮称) ぶんれい交流館展示設計施工業務

(2) 業務内容

(仮称) ぶんれい交流館展示設計施工業務仕様書(以下「仕様書」という。)
のとおり

(3) 業務期間

契約の日から令和9年9月30日まで

※特定財源の交付状況により、期間が3か月から6か月程度遅れる可能性
があること。

(4) 供用開始日

令和9年10月1日

(5) 履行場所

刈谷市城町1丁目24番地

(6) 契約上限額

10, 300千円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を
示すための提案の上限額である。

4 選定の方法

本実施要領及び仕様書に基づき、企画提案書、見積書等の提出及びプレゼンテーションを提案事業者に求め、提案された業務内容等の信頼性、技術水準、費用等を総合的に評価した上で受託候補者を選定する。

（1）書類審査

事業者が提出した書類により審査を行う。審査項目及び配点は、（仮称）ぶんれい交流館展示設計施工業務プロポーザル評価表のとおりとする。

（2）プレゼンテーション審査会

事業者は、提出した企画提案書等の内容に基づき、プレゼンテーションと質疑応答を行う。なお、審査の順番は、参加表明書の受付順とする。

ア 日時

令和8年3月25日（水）（予定）

詳細の時間は、参加表明書の提出のあった事業者に個別に通知を行う。

イ 会場

刈谷市役所 7階 702会議室（予定）

ウ 内容

（ア）プレゼンテーション

企画提案書に基づいて提案内容の説明を実施する。特に書面ではイメージをつかむことが難しい点又はアピールしたい点について重点的に説明を行う。

（イ）質疑応答

選定委員からの質問に対して回答を行う。

エ 出席者

説明、質疑応答、機器等の操作を含め4人以内

オ 機器

プレゼンテーションに必要なパソコン等の実機は、事業者で用意する。ただし、スクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは、本市で用意する。

カ 時間

40分以内（提案説明20分、質疑応答約20分）

キ 傍聴

プレゼンテーションは、非公開とし、他の事業者による傍聴は認めない。

ク 審査項目

(仮称) ぶんれい交流館展示設計施工業務プロポーザル評価表のとおり

5 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 8 年 2 月 1 3 日（金）	実施公告
2 月 2 7 日（金）午後 3 時まで	参加表明書提出期限
2 月 2 7 日（金）午後 3 時まで	質疑書提出期限
3 月 1 0 日（火）	質疑回答
3 月 1 7 日（火）午後 3 時まで	企画提案書提出期限
3 月 2 5 日（水）	プレゼンテーション審査会（※）
3 月 3 0 日（月）	選定結果通知
4 月上旬（予定）	委託契約締結

※プレゼンテーション審査会の詳細は、参加表明書の提出のあった事業者に個別に通知を行う。

6 参加資格等

プロポーザルに参加できる事業者は、日本国内に本社を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 受託候補事業者の選定の日までに、本市から指名停止を受けていないこと。

（4）刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第1項に規定する入札参加資格者等排除措置を受けている者でないこと。

（5）過去に観光・歴史展示に係る本業務と同種・類似した業務の履行実績を有すること。

7 参加手続

プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

（1）提出期限

令和8年2月27日（金）午後3時

（2）提出場所

刈谷市役所教育部生涯学習課

（3）提出方法

電子メール（syougai@city.kariya.lg.jp）、提出場所に直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）により提出すること。ただし、電子メールの場合は、件名は、「（仮称）ぶんれい交流館展示設計施工業務プロポーザル参加表明書」とすること。また、郵送による場合は、締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。

（5）提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 実績一覧表（様式第3号）

8 質疑等

プロポーザルの内容について質疑等がある事業者は、次のとおり書類を提出しなければならない。また、口頭による質疑等の受付は行わないものとする。

（1）提出期限

令和8年2月27日（金）午後3時

（2）提出方法

電子メール (syougai@city.kariya.lg.jp) にて提出し、件名は、「(仮称) ぶんれい交流館展示設計施工業務に関する質疑書」とすること。

(3) 提出書類

質疑書（様式第4号）

(4) 回答方法

令和8年2月27日（金）までに参加表明書を提出した全ての事業者（回答日時までに辞退した事業者を除く。）へ電子メールにて回答する。ただし、回答が遅れる場合は、その旨を連絡する。

9 企画提案書の提出

プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年3月17日（火）午後3時

※開庁時間に限る。また、正午から午後1時までを除く。

(2) 提出場所

刈谷市役所教育部生涯学習課

(3) 提出方法

提出場所に直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、配達記録郵便のいずれか）により提出すること。ただし、郵送による場合は、締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。また、ファクシミリ、電子メール等による提出は受け付けない。

(4) 提出書類

次の内容を踏まえ、提案すること。

ア 企画提案書（任意様式）

(ア) 業務内容の理解度

本市のニーズに整合した、効果的、効率的な提案を行うこと。

(イ) 維持管理

機能性、耐久性及び安全性に考慮した提案を行うこと。また、維持管理の容易さ、ランニングコストについても考慮すること。

(ウ) 提案内容の独創性

新たな視点からの工夫があり、独自性の高い提案を行うこと。

(エ) 提案内容の実現性

実施方法等が具体的で、実現性がある提案を行うこと。

- イ 再委託等予定書（様式第5号）
- ウ 業務従事者一覧（様式第6号）
- エ 本業務の参考となる他施設の事例（様式第7号。ただし、様式第7号に記載の項目が記載されていれば任意様式でも可。）
- オ 工程表（任意様式）
- カ 必要な経費算出概算内訳（任意様式）

(5) 留意事項

- ア A4判縦・横書きとし、資料等でA3判とする場合は折込みとする。フォントサイズは図表等を除き、11ポイント以上とすること。ただし、既存の会社案内パンフレット等は、この限りでない。
- イ 表紙目次含め30ページ以内とする。
- ウ 提出された書類は一切返却しない。
- エ 資料の作成および提出にかかる費用は、提案者側が負担するものとする。

(6) 提出部数

正本1部、副本12部（副本は複写可）

10 審査結果

審査結果は、採用・不採用にかかわらず、文書で通知する。

11 失格要件

提出された提案書及びプロポーザル参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に陥った場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) その他不正な行為があった場合

1 2 問合せ先

刈谷市役所教育部生涯学習課

住 所 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話 0566-62-1036

Eメール syougai@city.kariya.lg.jp